道路法施行規則等の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営利を目的としない法人に準ずる者）	（営利を目的としない法人に準ずる者）
第四条の四の九　法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。	**第四条の四の九**　法第三十三条第二項第四号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者）	（地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者）
第四条の四の十　法第三十三条第二項第六号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものとする。	**第四条の四の十**　法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものとする。
（届出対象区域の指定の公示）	（新設）
第四条の五の八　法第四十四条の二第二項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。	（新設）
一　届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地	
二　届出対象区域に接続する道路の路線名	
三　工作物（法第四十四条第二項の規定により公示されたものに限る。第四条の五の十第二項及び第四条の五の十一において同じ。）	
四　届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所及び期間	
2　道路管理者は、前項の公示をする場合においては縮尺千分の一以上の平面図に届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を明示し、関係地方整備局又は北海道開発局の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。	
（届出対象区域内における行為の届出）	（新設）
第四条の五の九　法第四十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。	
第四条の五の十　法第四十四条の二第三項又は同条第五項の規定による届出は、別記様式第五の三による届出書を提出して行うものとする。	（新設）
2　前項の届出書には、届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図（工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。）及び設計図を添付しなければならない。	
（届出対象区域内における届出を要しない行為）	（新設）
第四条の五の十一　法第四十四条の二第四項第一号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	
一　工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為	
二　工作物の倒壊を防止するための行為	